

# うるま市の補助金等に関する審査結果について

平成20年1月

## うるま市補助金審査委員会

### 目 次

はじめに	1
第1 審査の対象と方法	2
1 審査の対象	2
2 審査方法	2
3 審査にあたっての基本姿勢	2
第2 審査結果	3
1 事業の公共性（目的）	3
2 事業の効果性（有効性・効率性・適時性）	3
3 団体等の適格性	4
4 事業費補助の原則	4
5 補助率・補助単価等の明確化	4
6 団体運営補助及び終期設定の原則	4
総 括	5

はじめに

このたび、本市の補助金のあり方について市民の目線で審査を行うために当委員会が設置され、行政改革推進委員でもある私たちが、その任にあたるよう要請を受けました。市民の立場から補助金を確認していくことは行政改革として重要なことです。補助金が設定された趣旨や、時代の流れの中で本当に相応しい補助金なのか検討が必要です。既得権化されている補助金を審査することが困難を伴うことを自覚しつつも、私たちは行政の透明性や説明責任が求められている状況や、地方財政が困窮し事務事業の統廃合や行政システムの再編合理化が求められる中、時宜にかなったことであると考え、これを引き受けることとしました。

当委員会は、うるま市補助金制度に関する指針（平成18年11月策定）に基づき、補助金交付基準・補助金見直し基準に合致するかについて、今回審査対象となった補助金等を担当部署の協力を得て審査・検討を行い、一定の結論を得ることができましたので、ここにその結果を提言として取りまとめ、市長へ提出するものである。市長におかれては、この提言の趣旨を十分にくみ取られて対応されるよう委員会を代表して要望したいと考える。

平成20年1月18日

うるま市補助金審査委員会

委員長 照屋寛之

## 第1 審査の対象と方法

### 1 審査の対象

今回、審査の対象とした部署は、総務部・企画部・経済部となっている。その中で、審査の対象とした補助金は、恒常的に支出している補助金ということで、以下に掲げるものについては除外した。

- ・今年度新設された補助金及び廃止された補助金
- ・沖縄県市長会や中部市町村会等で審議された補助金
- ・法令等により補助の実施が義務付けられているもの及び国・県の補助金を財源の一部とする補助金で、市の負担が義務的であるもの

### 2 審査方法

除外した補助金を除く、うるま市単独で行う補助金の中から更に公的団体への負担金を除き、直接市民と関わりの深いと思われる補助金を当局（行政改革推進室）が優先度を付し、その優先度に従って審査を行うことを当委員会です承した。

審査は個別の補助金ごとに、事前に事業報告書・決算書等の資料の提出を求め、担当部署ごとにヒアリングを実施して行った。

### 3 審査にあたっての基本姿勢

当委員会は、あくまでうるま市補助金制度に関する指針に基づき審査するものであり、単なる削減ありきの方針ではなく、これまで漫然と長期に渡り支出されてきた補助金を、交付基準や見直し基準に沿って市民の視点で見直し、新たな市民ニーズや行政課題に係る補助金需要に応える財源を生み出すことも念頭に置いてのものである。

当然のことではあるが、市の行う補助事業は政策決定に属する性格を強く有しており、最終的には政策決定者が判断し、市議会での予算審議を経て決定されるものである。しかし、当委員会では政策決定者とは別の市民の視点で審査を行い、市がその判断に対し説明責任を果たしているかという観点からも審査を行った。その結果、現行補助金についての課題・検討を要する事項を指摘することで、市民の視点で捉えた各補助事業に対する評価を政策決定の判断材料に加味することを要望し、

更に、各補助事業の実施に係る政策決定の根拠などについて説明責任を果たすよう求めるものである。

## 第2 審査結果

個別の補助金の審査結果及び意見については、添付する補助金評価表の総合評価及び審査委員会意見の欄にて述べ、ここでは、うるま市補助金交付基準の各項目に沿って、審査を行ったうえでの課題を述べることとする。

### 1 事業の公共性（目的）

ここでは、補助金の交付が客観的に公益上必要であると認められることと、その効果が広く市民に行きわたり、決して特定の者の利益に終わらないことが条件として定められているが、担当部署の評価では、特定の団体に対する補助金の交付であっても最終的に効果は市民に行きわたっているとの解釈で適切であると判断されているものが多く見受けられる。しかし、ここでいう条件は、直接効果が市民に広く行きわたることが優先されているのであり、特定の団体にまず効果が有り、巡り巡って市民にも効果が及ぶという論理では捉えられていない。従って、補助の効果が直接及ばない市民に対しては、その団体等に対する補助がどのような形で市民に効果を及ぼすのかを検証し、具体的に示す必要がある。

また、具体的に効果を示せない（効果が検証できない）場合は、その団体等へ補助する政策的判断の根拠を示して、市民の理解を得るべきである。

### 2 事業の効果性（有効性・効率性・適時性）

ここでは、補助金を交付することに対して、有効性・効率性・適時性を見ることの他に、その事業の発展性などの将来性も重要視されている。担当部署の評価では全てにおいて適正であるとの評価が多いが、補助金創設後数十年経過しているものもあり、創設時の効果性には疑いはないものの現在においても当時の効果が継続しているかについては、疑問の残るところである。

担当部署の説明においても、明確な効果についての検証結果が示せたケースは少なく、どのように効果性を認めて適正としているのか不明瞭である。これまで続けられてきた補助を社会情勢や市民ニーズにあった制度へ見直す意識が弱く、惰性により続けられている感がある。補助を行う以上、目標とする状態を明確（可能であれば数値化）にし、目標に対しどの程度達成しているのか毎年度確認し公表していくことが不可欠である。

### 3 団体等の適格性

この項目については、概ね適正である。ただし、一部の団体で補助対象外と思われる経費への支出が見られた。補助対象経費と対象外経費を明確に区分するよう指導されたい。

### 4 事業費補助の原則

この項目は、団体の運営に係る経費、公益的事業に直結しない経費へは補助を行わないとの原則である。団体等が設立まもなく運営基盤が脆弱な場合には認められるが、相当期間経過している団体に対しても補助が行われている。これについては、指針の策定が平成 18 年 11 月であるため、急激な変化には対応しかねる部分も想定されるが、指針で示すとおり、終期を設定し段階的に運営費補助の廃止に向けて、指導・助言を行っていく必要がある。

交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等への支出を対象としないことについては、概ね適切に処理されている。

### 5 補助率・補助単価等の明確化

今回の審査対象となった補助金については、概ね適切に補助率等の設定が行われていた。しかし、一部の補助金交付要綱で補助率が明示されていないものがあったので、要項等への補助率・補助単価の設定を明示するよう徹底されたい。

### 6 団体運営補助及び終期設定の原則

審査の結果、終期の設定をしている要綱等は見られない。指針策定の時期や終期設定が交付団体にとって適切かどうかの問題はあるが、指針で示すとおり、団体運営補助については、自立を促す指導を続け運営費補助を廃止し、団体等が行う事業費補助への転換を段階的に進められたい。

## 総括

今回、総務部・企画部・経済部の補助金及び負担金 121 件の中から 30 件を抽出し審査を行ったところである。審査の結果として、以下に指摘事項等を述べる。

第 1 の指摘事項として、補助金交付に対してその効果が検証されていないことが挙げられる。今回審査対象とした範囲で、現在うるま市が行っている補助事業の中には、交付のみを目的とし形骸化していると思われる補助金が見受けられた。

市が単独で行う補助が市民の税金をその財源としていることを考えれば、交付する側、交付を受けて事業を行う側共にその責任は重大であり、補助を行う目的及び成果指標の明確化、交付することによって得られた効果を市民にわかりやすく数値化し公表することが求められる。

第 2 に特定の団体及び事業に長期に渡り交付されている補助金がある。このように長期に補助を行っているものは、補助を行う目的が何で最終的にどのような状態を目指しているのか、そもそも補助を行うことに効果があるのか不明瞭である。補助を行う場合、まず目的・目標があり、それに対しどのように行動し、どういう結果を得、どのような状態を目指すのかというしっかりとしたビジョンを示す必要がある。

次に、意見として、真に公平・公正な補助制度を確立するために、指針にもあるとおり公募型の補助金の創設を検討して頂きたい。そのため、今回審査対象とならなかった各部においても、指針に基づき随時補助金の見直しを行い整理・統合を推進していくことを要望する。

また、審査にあたり担当部署から、補助金評価表や実績報告書等の審査資料の提供を受けたが、各項目に対する記入内容に不備が見受けられ説明不足を感じた。これは、うるま市補助金制度に関する指針の趣旨に対する理解が不足していることが原因と思われる。今後、同指針の周知徹底を行うとともに、内部審査機能の充実を図るよう要望する。

以上、総括として 2 点の指摘事項及び意見を挙げているが、各補助金に対する個別の審査委員会の意見は、補助金評価表で述べているので、これに対する対処方針等を示し、広く市民にも公表して頂くよう要望する。

最後に、担当部署におかれましては、長時間のヒアリングにもかかわらず丁寧な対応をして頂いたことに対しここに感謝申し上げます。